

ご入会時の留意事項

日本ヘッドセラピー協会 あんしん補償にご入会いただく皆様へ

この「ご入会時の留意事項」は日本ヘッドセラピー協会のあんしん補償（以下「本制度」といいます。）ご入会に際し、留意事項を記載したものです。お申込前に必ずご一読のうえ、内容をご確認ください。なお、ご不明な点については、事務局までお問合せください。

■ ■ ————— ご入会にあたっての留意事項 ————— ■ ■

1. あんしん補償の目的について

本制度は、消費者が安心してヘッドセラピストが行うサービスを利用できること。また施術業を営む法人（個人事業主を含みます。以下「法人」といいます）および、個人の施術業の遂行に伴う様々なリスクから法人およびセラピスト個人を守ることを目的としています。

2. 入会資格

以下の条件を満たす方で、当協会の承認を受けた方とします。

- 1) 日本ヘッドセラピー協会ヘッドセラピスト養成講座を受講後、ディプロマ証もしくは認定資格以上の保有者
- 2) 日本国内において施術業として活動を行っている方
- 3) 美容・エステ・リラクゼーション関係業界の方

※入会承認された方は、入会者としてサービスを受けることができます。ただし、継続審査の結果、入会者として認められない場合、入会継続をお断りさせていただく場合がございます。

例：協会の認定する施術行為

- ヘッドセラピー ●ヘッドマッサージ ●ヘッドスパ ●オステオパシー ●タイ古式 ●足ツボ
- リフレクソロジー ●ストーンセラピー ●リンパドレナージュ ●リンパマッサージ
- フーレセラピー ●足圧 ●小顔 ●美顔矯正 ●かっさマッサージ ●ボディケア ●フットケア
- アロマセラピー ●アーユルベータ ●ロミロミ ●オイルを使用したマッサージ ※オイルの飲用は対象外
- エステ ●ネイル ●角質ケア ※施術行為に限り対象 ●その他、当協会が認めた施術行為

3. 日本ヘッドセラピー協会 あんしん補償について

本制度に入会された方（以下、「入会者」）は、補償対象とされている施術に対して補償制度を受けることができます。ただし、補償対象外とした施術行為や資格の必要な施術行為等は補償制度を受けることはできません。

<補償制度の主な内容>

- ・ 施術業務によるトラブル ・ 施設内で生じたお客さまのケガ ・ 販売した商品等によるトラブル
- ・ お客さまから預かった物のトラブル ・ 名誉毀損やプライバシーのトラブル ・ 施設管理で生じたトラブル

<補償対象外の項目>

- ・ 本入会者の故意によって生じた賠償責任
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
- ・ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任

- ・本入会者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ・本入会者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ・本入会者の使用人が本入会者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ・排水または排気（煙または蒸気を含みます）によって生じた賠償責任
- ・本入会者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・施設の新築、改築、修理、取りこわしその他工事に起因する賠償責任
- ・航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ・給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家事用器具から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ・屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ・仕事の終了後または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任
- ・本入会者の占有を離れた商品もしくは飲食物または本入会者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
- ・支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ・生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任
- ・本入会者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ・本入会者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
- ・本入会者または本入会者の同居の親族が行い、または加担した盗取もしくは詐取に起因する賠償責任
- ・本入会者、本入会者の法定代理人または本入会者の同居の親族が所有し、または私用に供する財物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任
- ・貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物が損壊し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任
- ・受託物の自然の消耗もしくは欠陥、受託物本来の性質またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任
- ・受託物が委託者に引き渡された日からその日を含めて 30 日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任
- ・名譽き損または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ・施術の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ・海外で行った施術に起因する賠償責任
- ・骨格構造または神経系統に直接損傷のない身体障害に起因する賠償責任
- ・公的医療機関において「カイロプラクティック施術等に起因した」旨の診断または証明のない身体障害に起因する賠償責任
- ・食餌または器具を用いた療法に起因する賠償責任
- ・頸椎に対して急激な回転進展操作を加えるスラスト法を用いた施術に起因する賠償責任
- ・腫瘍性、出血性、感染性もしくは筋萎縮性疾患、リュウマチ、心疾患、椎間板ヘルニア、後縦靭帯骨化症、変形性脊椎症、椎管狭窄症、骨粗鬆症、管軸椎亜脱臼、不安定脊椎、側彎症、二分脊椎症、脊椎すべり症等の徒手調整の施術により症状を悪化させる頻度の高い疾患につき、明確な診断が為されている患者に対して行う施術に起因する賠償責任
- ・本入会者（本入会者のためにその行為を行う者を含みます。）が行う次のア. からエ. に掲げる行為に起因する賠償責任
 - ア. 医療行為
 - イ. あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等
 - ウ. 医薬品、医薬部外品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示
 - エ. 身体の整形

4. あんしん補償（補償金額）

補償項目		支払限度額			免責金額
		1名あたり	1事故あたり	補償期間中	
施術業務補償	対人賠償	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物賠償		1,000万円		3万円
施設賠償	対人賠償	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物賠償		1,000万円		3万円
人格権侵害補償	対人賠償	100万円	1,000万円	1,000万円	3万円
施設治療費用補償	対人賠償	50万円	1,000万円	1,000万円	3万円
生産物賠償	対人賠償	5,000万円	5,000万円	5,000万円	3万円
	対物賠償		1,000万円	1,000万円	3万円
受託者賠償	対物賠償		100万円	1,000万円	3万円

5. サービス開始と入会期間および更新について

申込締切日（毎月10日）の翌月1日を入会日（サービス開始日）とし午前零時から本制度の入会者となります。入会期間は、入会者となった日から翌年3月1日とします。また、入会期間終了日の1ヶ月前までに入会者から更新しない旨のお申し出がなく、本制度の審査により承認された場合には、会費の払込を条件とし入会期間は自動更新されます。

6. 入会費と払込方法について

会費は、入会者1名につき、15,000円（税込）です。入会費は年払とし、初回はお振込。次年度は、ご指定の金融機関口座からの口座振替により払込いただく場合もあります。振替日が金融機関の休業日の場合、翌営業日が振替日となります。

7. 退会について

ご入会いただいた後、退会を希望される場合には、所定の申請書にてご通知ください。なお、入会期間の途中退会されましても、入会費の返戻はございません。

8. お申込の取消等（クーリングオフ）について

ご契約者は申込締切日（毎月10日）の属する月の翌々月7日までに、書面にてお申込の撤回を通知することにより、既に本制度へ申込まれた契約を取消することができます。なお、既に払い込まれた年会費がある場合には、払い込まれた年会費を返戻します。

9. 通知義務について

本制度に入会後に入会申込書等の記載事項に変更が生じた場合、すみやかに所定の書面にて当協会へご通知ください。

10. 本制度の補償サービスを受けられない主な場合

申込締切日（毎月10日）の翌月1日の入会日（サービス開始日）以前に発生した賠償責任等は本制度のサービス対象外となります。

11. 入会費の払込猶予期間と入会者の無効・失効、サービスの停止について

- ・初年度分会費については、銀行振込にてご納付頂きます。2年目よりご指定の金融機関口座からの口座振替により払込み頂く場合もあります。
- ・2年目以降の年会費について、振替不能のときは、翌月の次回振替日に再度振替させていただきます。
- ・2年目以降の年会費について、3回連続して振替不能の場合には、入会資格は最初の振替不能が生じた月の1日の午前零時に「失効」し、「失効」となった日から補償サービスを含む全てのサービスを停止させていただきます。

12. 入会に必要な書類 ご入会の手続き

【個人】あんしん補償入会申込フォームよりご登録下さい。※外国人の方は、就労ビザ（査証）のコピーが必要です。

個人情報保護法

本制度は、入会者の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護に関する法律、その他諸法令等を遵守すべく、従業者に対する教育・指導を徹底し、個人情報を適正に取り扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めてまいります。

1. 個人情報の利用目的

本制度は、入会者の個人情報を、次の目的の範囲内で利用させていただきます。なお、この利用目的の範囲を超えて取扱う場合、および入会者の個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面により入会者ご本人の同意をいただいたうえで行います。

- (1)入会契約のお引受け・ご継続・維持管理
- (2)補償制度の請求金のお支払い
- (3)本制度・関連会社・提携会社の各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理
- (4)本制度業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (5)その他本制度に関連・付随する業務

2. 個人情報の取得

本制度は、上記利用目的に必要な範囲内で適法・適切な手段により個人情報(氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・メールアドレス)を取得します。主な取得方法としては、入会申込書等による入手や、各種商品・サービスに関する資料をご請求いただいた際に、電話その他通信媒体を通じて入手する方法があります。

3. 個人情報の管理

本制度は、入会者の個人情報管理にあたっては正確かつ最新の内容に保つよう努めます。また、個人情報への不正なアクセス、および個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等の防止のため、各種安全管理措置を講じるとともに個人情報の取扱いに関する方針や規定等を継続的に見直し、必要に応じて適宜改善を行います。

4. 機微(センシティブ)情報の取扱い

本制度は、適切な業務運営を確保するために、入会者の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で、入会者の機微(センシティブ)情報を取得する場合はございますが、業務上必要と認められる目的以外のためには利用いたしません。

5. 個人情報の外部への提供

本制度は、次の場合を除いて、保有する入会者の個人情報を外部へ提供いたしません。

- (1)入会者の同意を得ている場合
- (2)法令に基づく場合
- (3)入会者または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4)上記利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先等に提供する場合
- (5)本制度の健全な運営に必要であると考えられる場合

6. 個人情報の開示・訂正等

本制度は、入会者からの個人情報の開示・訂正等のご請求があった場合は、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等の特別な理由がない限り、入会者本人であることの確認を行ったうえで、適切に対応させていただきます。

7. 委託先の監督

本制度は、お預かりした個人情報の処理を利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。これらの第三者は、十分な個人情報のセキュリティ水準にあることを確認のうえ選定し、契約等を通じて必要かつ適切な監督を行います。

2019/12/25

本書面の内容に関するお問合せ窓口

一般社団法人日本ヘッドセラピー協会

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-2-3 階

TEL 03-5228-3885 Eメール : jha@headtherapy.com

受付時間 11:00~19:00 (定休日 (日・月)・年末年始を除きます。)